

2018年8月2日

法務大臣 上川 陽子様

7月26日6名の死刑囚に対して死刑が執行されたことに対して強く抗議します

名古屋拘置所において宮前（岡崎）一明さん、横山真人さん、東京拘置所において端本悟さん、豊田亨さん、広瀬健一さん、仙台拘置所において小池（林）泰男さんの刑が執行されました。7月6日に続き1か月で13名の処刑は、1911年に社会主義者や無政府主義者12名が処刑された「大逆事件」を上回る執行となり、驚愕の念を禁じえません。

オウム真理教事件は「加害者も人生を狂わされた被害者であった」という意味で特殊な事件であったということが出来ます。なぜまじめに人生を生きようと考えた若者が犯罪に走ったのか。オウム真理教の暴走を止めることができなかったのか。今なお苦しんでおられる事件の被害者、ご遺族に対しても、13名の全死刑囚の刑執行は、生きて罪の償いを受けることも、真相を明らかにする機会も閉ざされてしまいました。

執行された方のうち4名は第一次再審請求中であったと言われています。再審請求中の執行は、確定死刑囚に保障された権利を奪うもので正義に反します。

1980年代には獄中から繰り返し再審請求した結果、4名の死刑確定囚の無罪が確定して生還しました。冤罪や誤判によって断たれる命があるのです。上川法務大臣は国民の世論が死刑制度を支持していると繰り返しますが、調査項目が誘導的であることも指摘されています。

死刑廃止は世界の潮流です。法律上、事実上死刑を廃止している国は142か国、存置国は56か国。昨年執行した国は23か国ですが、そのほとんどが民主主義が成熟しておらず、人権意識の低い国とみられる国で執行されました。EUや欧州の国からは、同じ価値観を有しているはずの日本での執行に、厳しい批判が向けられています。

死刑制度の存置、廃止について議論ができるよう情報を公開してください。2010年当時の法務大臣が始めた方向が再開されるよう指示して、死刑に犯罪抑止効果があるのかも含め議論を起こしてください。

あらゆる意味で残虐な死刑の執行を停止し、死刑制度廃止を真剣に検討することを強く求めます。

付記：千葉法相は刑罰の在り方としての死刑について検討する委員会を法務省内に設置する計画を発表した。2010年8月27日、法相は、東京拘置所内にある刑場をメディアに公開した。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-5 (公財)日本キリスト教婦人矯風会
電話 03-3361-0934 FAX03-3361-1160